

計算書類に対する注記(法人会計)

令和5年度 社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- ・上記以外の有価証券で時価のないもの一移動平均原価法

(2) 棚卸資産の評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)一H19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
- ・有形固定資産(リース資産を除く)一H19年4月1日以後に取得したもの一定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当年度末の退職給付引当資産と退職手当積立基金預け金の残高と同額を計上している。
- ・賞与引当金
 - 職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度に帰属する金額を計上している。
- ・徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収不能懸念債権については、個別に判断して必要額を計上する。
 - その他の債権については、一括して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能見込額として計上している。

(5) リース取引の会計処理

リース契約一件あたりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。
また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(6) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式を採用している。

3. 重要な会計方針の変更

(1) 会計基準の変更口

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 当法人は独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。

(2) 職員の退職金の支給に備えるために熊本県民間社会福祉事業者共済事業の退職共済制度に加入しております。退職給付引当資産及び退職給付引当金は、掛金累計額で計上しています。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人運営事業拠点区分(社会福祉事業)
 - 法人運営事業サービス区分
 - 生活福祉資金貸付事業サービス区分
 - 共同募金配分金事業サービス区分
 - 福祉推進事業サービス区分
 - 心配ごと相談事業サービス区分
 - ボランティアセンター事業サービス区分
 - 権利擁護事業サービス区分
 - 福祉センター運営事業サービス区分
 - 生活困窮者等自立相談支援事業 総合相談窓口サービス区分
 - 資格取得資金貸付事業サービス区分
 - イ 介護保険事業拠点区分(社会福祉事業)
 - 居宅介護支援事業サービス区分
 - 訪問介護事業サービス区分
 - 外出支援サービス事業サービス区分
 - 通所介護事業サービス区分
 - 身体障害者支援事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				0
建物				0
定期預金	1,000,000			1,000,000
投資有価証券				0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			0
建物（その他の固定資産）	25,891,800	11,027,810	14,863,990
構築物			0
機械及び装置	634,000	385,683	248,317
車輜運搬具	8,823,790	8,457,244	366,546
器具及び備品	19,704,051	17,928,729	1,775,322
有形リース資産	3,363,120	3,363,120	0
その他の固定資産			0
合計	58,416,761	41,162,586	17,254,175

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

間接法を採用しているため該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし